

鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 7 号

鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則（平成 2 7 年鈴鹿市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 4 条 略 <u>（D X 推進監）</u> 第 5 条 本市に、 <u>D X 推進監を置く。</u> <u>2 D X 推進監は、地方公務員法第 3 条第 3</u> <u>項第 3 号に規定する参与とする。</u> <u>3 D X 推進監は、民間企業等でデジタル技</u> <u>術に関する業務の実務経験がある者のうち</u> <u>から委嘱する。</u> <u>（D X 推進監の職務）</u> 第 6 条 <u>D X 推進監の職務は、次に掲げる事</u> <u>項に関する助言及び支援とする。</u> <u>（1） D X（デジタルトランスフォーメー</u> <u>ション）の推進</u> <u>（2） デジタル技術を活用した取組に係る</u> <u>情報収集及び情報発信の手法</u> <u>（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が</u> <u>必要と認めた事項</u>	第 4 条 略

(補佐官等の委嘱期間)

第7条 情報統括監補佐官及びDX推進監
(以下「補佐官等」という。)の委嘱期間は、
委嘱の日からその日の属する年度の末日ま
でとする。

2 補佐官等は、再任されることができる。

(補佐官等の服務)

第8条 補佐官等は、職務の遂行に当たっ
ては、法令及びこの規則の定めに従い、かつ、
情報統括監の指示に従わなければならない。
い。

2 略

3 DX推進監は、政策経営部総合政策課に
おいて、総合政策課長と協議して職務に当
たるものとする。

4 補佐官等は、その職の信用を失墜するよ
うな行為をしてはならない。

5 補佐官等は、職務上知り得た秘密を漏ら
してはならない。その職を退いた後も、また
同様とする。

(補佐官等の勤務日数及び勤務時間)

第9条 補佐官等の勤務日数は、1月当たり
2日程度とし、勤務時間は、おおむね午前10
時から午後5時までとする。

(補佐官等の解嘱)

第10条 市長は、補佐官等が次のいずれかに
該当するときは、これを解嘱することがで
きる。

(情報統括監補佐官の委嘱期間)

第5条 情報統括監補佐官の委嘱期間は、委
嘱の日からその日の属する年度の末日まで
とする。

2 情報統括監補佐官は、再任されることが
できる。

(情報統括監補佐官の服務)

第6条 情報統括監補佐官は、職務の遂行に
当たっては、法令及びこの規則の定めに従
い、かつ、情報統括監の指示に従わなければ
ならない。

2 略

3 情報統括監補佐官は、その職の信用を失
墜するような行為をしてはならない。

4 情報統括監補佐官は、職務上知り得た秘
密を漏らしてはならない。その職を退いた
後も、また同様とする。

(情報統括監補佐官の勤務日数及び勤務時
間)

第7条 情報統括監補佐官の勤務日数は、1
月当たり2日程度とし、勤務時間は、おおむ
ね午前10時から午後5時までとする。

(情報統括監補佐官の解嘱)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると
きは、情報統括監補佐官を解嘱することが
できる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
 - (2) 制度の改廃等により補佐官等の職を廃止するとき。
 - (3) 第8条第5項の規定による守秘義務に違反したとき。
 - (4) 全体の奉仕者としてふさわしくない非行があったとき。
 - (5) 略
- (推進本部の組織)

第11条 鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）第1条の規定により設置する鈴鹿市DX推進本部（以下「推進本部」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は情報統括監である副市長をもって充てる。

3 本部員は、情報統括官である副市長以外の副市長、上下水道事業管理者、教育長、部長、技術統括監、会計管理者、消防長、議会議務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

第12条 略

(推進本部の会議)

第13条 略

2 略

3 本部長は、必要があるときは、補佐官等の

- (1) 情報統括監補佐官が心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
 - (2) 制度の改廃等により情報統括監補佐官の職を廃止するとき。
 - (3) 情報統括監補佐官が第6条第4項の規定による守秘義務に違反したとき。
 - (4) 情報統括監補佐官に全体の奉仕者としてふさわしくない非行があったとき。
 - (5) 略
- (推進本部の組織)

第9条 鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）第1条の規定により設置する鈴鹿市ICT推進本部（以下「推進本部」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は情報統括監である副市長を、副本部長は情報統括監である副市長以外の副市長をもって充てる。

3 本部員は、上下水道事業管理者、教育長、消防長、会計管理者、部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び議会議務局長をもって充てる。

第10条 略

(推進本部の会議)

第11条 略

2 略

3 本部長は、必要があるときは、情報統括監

ほか、推進本部の会議に関係者の出席を求め、又は意見を聴くことができる。 (<u>D X推進委員会</u>及び専門部会の設置) <u>第14条</u> 情報化施策を積極的に推進するため、推進本部に<u>D X推進委員会</u>（以下「推進委員会」という。）を置く。 2 推進委員会は、政策経営部長、<u>補佐官</u>等、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、子ども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、経営企画課長、教育総務課長、消防総務課長、財政課長、人事課長及び情報政策課長で組織する。 3～6 略 <u>第15条・第16条</u> 略	<u>補佐官</u>のほか、推進本部の会議に関係者の出席を求め、又は意見を聴くことができる。 (<u>I C T推進委員会</u>及び専門部会の設置) <u>第12条</u> 情報化施策を積極的に推進するため、推進本部に<u>I C T推進委員会</u>（以下「推進委員会」という。）を置く。 2 推進委員会は、政策経営部長、<u>情報統括監補佐官</u>、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、子ども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、<u>会計課長</u>、経営企画課長、教育総務課長、消防総務課長、財政課長、人事課長及び情報政策課長で組織する。 3～6 略 <u>第13条・第14条</u> 略
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。